

## 長野県における第10次粉じん障害防止総合対策の推進について

長野労働局

### 第1 目的

粉じん障害防止総合対策は、昭和56年以降、9次にわたり実施してきたところである。この間の長野県におけるじん肺新規有所見労働者数は、減少しているものの、依然としてじん肺新規有所見労働者が発生している（第9次期間中は15人）。

また、依然として粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令18号）（以下「粉じん則」という）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）に関する法違反が認められる状況にある。

さらに、長野県においては、リニア中央新幹線をはじめ多くのずい道等建設工事が行われているところであり、令和3年4月から施行されたずい道等建設作業に係る改正粉じん則の確実な履行が求められる。

このような状況を踏まえ、「長野県における粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）を示し、その周知及び措置の徹底を図ることにより、粉じん障害防止対策の一層の推進を図ることとする。

### 第2 長野県における総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

### 第3 長野県における総合対策の重点事項

粉じんによる健康障害を防止するためには、粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底する必要がある。しかし、粉じん作業を有する中小事業場においては、有害作業の廃止や設備の改善等による工学的対策を検討することなく、呼吸用保護具の使用のみをもって、粉じん障害防止対策とするものがみられる。このため、危険性または有害性等の調査とその結果に基づく措置（リスクアセスメント）の実施と優先順位を踏まえたリスク低減対策をとる必要がある。

法令等により呼吸用保護具の着用が義務付けられている場合及びリスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に呼吸用保護具を使用させるときは、所期の性能が発揮されるよう、呼吸用保護具が適切に選択および使用される必要がある。

なお、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和6年4月から施行されるところであり、その周知及び徹底に取り組む必要がある。

リニア中央新幹線をはじめとする県内のずい道等建設工事においては、令和3年4月から施行された改正粉じん則及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。）に基づく措置が確実に履行される必要がある。

粉じん作業ではアーク溶接作業や金属等の研磨作業に従事する者が最も多い。また

監督指導の結果では、依然として、有効な呼吸用保護具の未使用、じん肺健康診断の未実施といった法違反が多く認められる。さらに、金属アーク溶接作業で発生するヒュームについては、令和5年4月1日以降、特定化学物質として所定の措置を講ずる必要がある。このため、屋内作業では、必要な工学的対策を図ったうえで、呼吸用保護具の適切な選択と使用が必要であり、屋外においては、作業に応じた呼吸用保護具の適切な選択と使用が必要である。

粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組むことが必要である。加えて、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

そのほか、第9次総合対策において重点事項とした屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策については、じん肺新規有所見労働者の人数が少ないものの、同作業に従事する労働者数が一定数認められることから、署の実情に応じて推進を図ることとする。

以上のとおり、引き続き、粉じん障害防止対策の徹底を図る必要があることから、上記を踏まえ、次の事項を重点事項とする。

- (1) リスクアセスメントの実施と結果に基づく優先順位を踏まえたリスク低減措置の実施
- (2) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- (3) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (4) アーク溶接作業における粉じん障害防止等対策の徹底
- (5) 金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策の徹底
- (6) じん肺健康診断の着実な実施
- (7) 離職後の健康管理の推進
- (8) その他署で定める基準

#### 第4 長野労働局の実施事項

##### (1) 集団指導、監督指導、個別指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、じん肺法及び粉じん則に定める措置の徹底を図るとともに、「講すべき措置」に示す各事項について、効果的に周知及び取組の推進を図ることとする。

なお、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

##### (2) 計画の届出の徹底及び適正な審査

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査を行う。

また、ずい道等の建設等の仕事に係る計画の届出がなされた際には、ずい道粉じん対策ガイドラインに沿った計画となっているか確認する。

##### (3) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する要請等

労働災害防止団体の長野県支部及び各分会、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容、「講すべき措置」の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を要請する。

周知に当たっては、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う、粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して、粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

(ア) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

(イ) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的に実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(4) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、長野産業保健総合支援センター又はその地域窓口である地域産業保健センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業（事業場訪問を含む。）等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

(5) ずい道等建設工事の発注者に対する要請等の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講じることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との建設工事関係者連絡会議その他ずい道等建設工事の発注者との協議会等を通じて、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づく対策を実施するための経費の確保について要請を行う。また、建設業労働災害防止協会が策定した「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和3年4月）についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

(6) その他

所属する事業場が転々と変わるずい道等建設工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理により、ずい道等建設工事に従事した労働者の健康管理の充実を図るために、厚生労働省の補助事業として建設業労働災害防止協会が運用する「ずい道等建設労働者健康管理システム」への健康情報登録について、周知・勧奨する。

## 長野県における粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講すべき措置

### 第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置等を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

本「長野県における粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講すべき措置」(以下「講すべき措置」という)は、長野県における第10次粉じん障害防止総合対策の推進について(以下「推進通達」という)に示す重点事項について、今後5年間において事業者が実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

### 第2 具体的実施事項

1 リスクアセスメントの実施と結果に基づく優先順位を踏まえたリスク低減措置の実施  
事業者は、危険性または有害性等の調査(リスクアセスメント)を実施し、その結果に基づいたリスク低減措置を確実に実施すること。

リスク低減措置の検討に当たっては、①危険有害な作業の廃止、変更 ②工学的対策について検討し、安易に管理的対策、個人用保護具の使用に頼ることのないようにすること。

#### 2 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

事業者は、労働者に呼吸用保護具を使用させる場合は、次の措置を講じること。

(1) 粉じん保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進  
粉じん保護具着用管理責任者を衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから作業場ごとに選任し、令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」(以下「呼吸用保護具通達」という。)に基づき、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。呼吸用保護具通達に基づく保護具着用管理責任者が、粉じん保護具着用管理責任者を兼任することは差し支えない。

なお、顔面とマスクの接触面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

##### (2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第20条の3の規定により粉じんにさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行うこと。

### (3) 改正省令に関する対応

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令による改正において、令和6年4月1日から、第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境改善困難場所では、個人サンプリング法等による濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる必要がある。また、当該呼吸用保護具に係る呼吸用保護具の装着確認(フィットテスト)が義務付けられることから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具の着用等を行うこと。

## 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

### (1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成12年12月26日付け基発第768号の2。以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。)に基づき、粉じん濃度が $2\text{ mg}/\text{m}^3$ となるよう、措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「令和2年粉じん障害防規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られ、切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等に応じて、有効なものとする必要があることに留意すること。また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

- ① 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業
- ② 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- ③ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、ずい道粉じん対策ガイドライン記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

### (2) 健康管理対策の推進

#### ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

#### イ 健康管理システム

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施行する事業者は、ずい道等建設労働者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成31年3月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。

#### ウ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るために、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」(平成9年2月3日付け基発70号)に基づく健康管理教育

を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対し、肺がんに関する検査及び積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

(3) 元方事業者の講すべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

4 アーク溶接作業に係る粉じん障害等防止対策

アーク溶接作業に係る粉じん障害防止等対策の推進を図る必要があることから、事業者は、必要に応じ、以下の措置を講じること。

- ① 金属アーク溶接等作業について、改正特定化学物質障害予防規則等(令和3年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ③ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- ④ 特別教育の徹底
- ⑤ 健康管理対策の推進
- ⑥ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

5 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策の推進を図る必要があることから、事業者は、必要に応じ、以下の措置を講じること。

- ① 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- ② 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ③ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- ④ 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- ⑤ 特別教育の徹底
- ⑥ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- ⑦ たい積粉じん対策の推進
- ⑧ 健康管理対策の推進

6 じん肺健康診断の着実な実施

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実に行うこと。

7 離職後の健康管理の推進

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成29年3月策定。以

下「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

8 事業者は、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

9 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、上記の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。

